

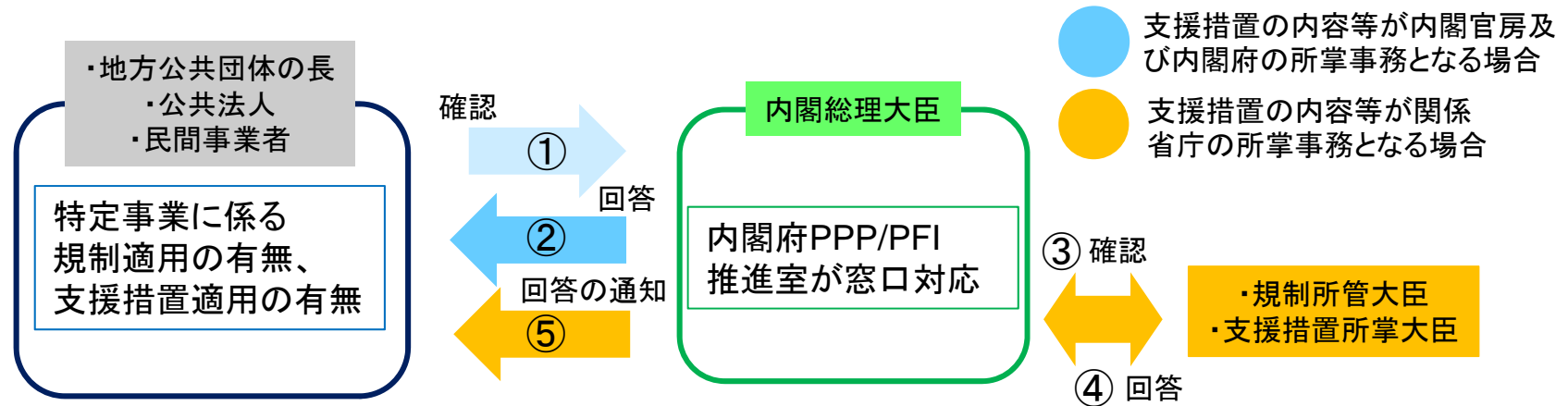
PFI法第15条の2に基づく ワンストップ窓口制度等について



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PFI法第15条の2に基づくワンストップ窓口制度の概要

公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者が、当該特定事業に係る支援措置の内容及び規制の適用の有無等を一元的に確認できる制度

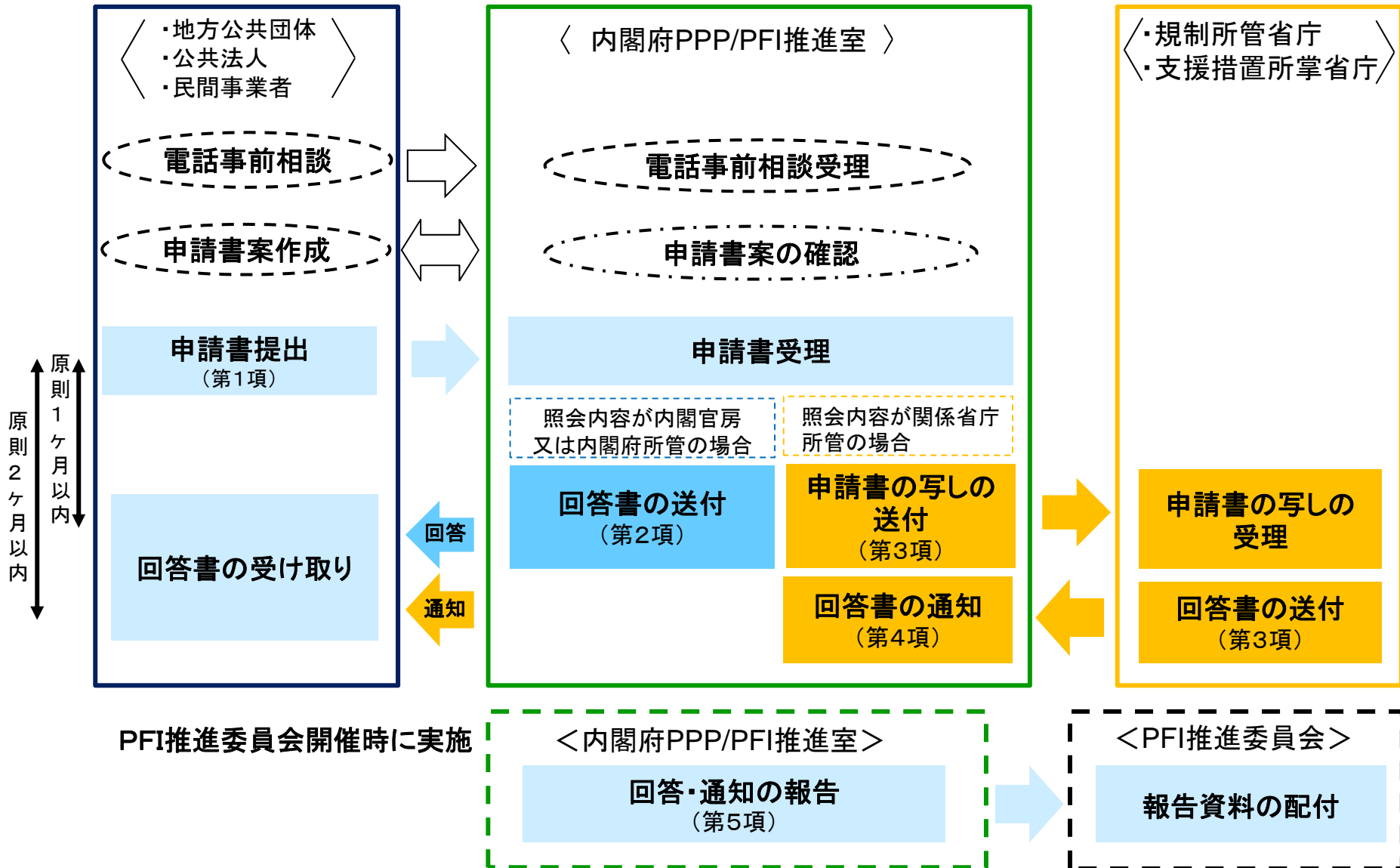


法律上の制度の流れ

- ①公共施設等の管理者等又は民間事業者が、内閣総理大臣に対して、支援措置の内容及び内容につき、確認を求める。(第1項関係)
- ②内閣総理大臣は、支援措置の内容及び内容等がその所掌する事務又は法律に関するものであるときは、遅滞なく、問い合わせに回答する。(第2項関係)
- ③内閣総理大臣は、支援措置の内容及び内容等が他の関係行政機関の所掌する事務又は法律に関するものであるときは、関係行政機関の長に対して、その確認を求める。
- ④関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣からの問い合わせに回答する。
- ⑤内閣総理大臣は、関係行政機関の長からの回答をふまえて、遅滞なく、問い合わせに回答する。(第3項・第4項関係)

PFI法第15条の2に基づくワンストップ窓口制度における手続きの流れ

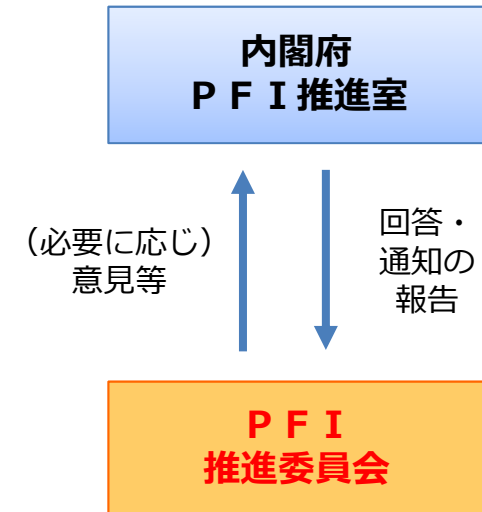
ワンストップ窓口制度を活用するに当たって、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は内閣府PPP/PFI推進室からサポートを受けることができる。



改正PFI法第15条の2(ワンストップ窓口等)とPFI推進委員会の関係

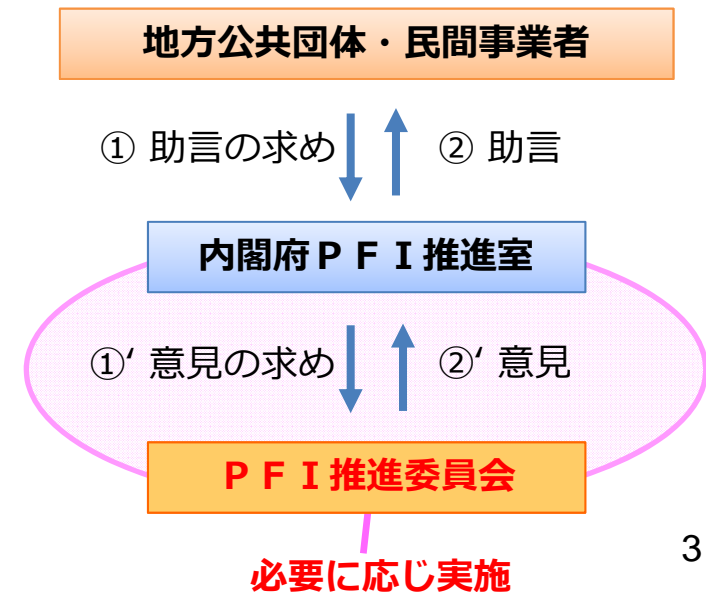
① 第15条の2第1～5項 (PFI事業に関する規定や支援措置等に関する問合せ) 関連

- ・対象となる内容は「特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律の規定の解釈」並びに「当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の(事業への)適用の有無」。
- ・内閣総理大臣から求めをした者に対する回答及び関係行政機関の長からの回答の通知の内容について、内閣総理大臣からPFI推進委員会(本部会)に対し報告する。
- ・報告内容について、委員会の場で委員の皆様から必要に応じ御意見等をいただき、それらを踏まえ、今後のワンストップ窓口制度の運用も含めた、PFI推進施策の改善に役立てる。



② 第15条の2第6・7項 (求めに応じた助言) 関連

- ・公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者からの求めに応じて、内閣総理大臣は必要な助言をすることができる。その際、必要に応じ、PFI推進委員会(本部会)に対し、意見を求めることができる。
- ・助言を求められる内容については、これまでに実施されている他の事例を踏まえた留意事項の相談等が想定される。



(参考) 現行のワンストップ窓口について

ワンストップ窓口

自治体、PPP/PFI事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者などからの実務に関する質問、問い合わせに内閣府PPP/PFI推進室がワンストップで対応。しかし、省庁横断的な質問、問い合わせに対しては、関係省庁との調整に係る権限が明確ではなく、一元的な回答が困難な場合もある。

○ 概要

行政、金融、法律、会計、コンサルタント等、各分野の専門家及び関係省庁の意見を聴取し、内閣府PPP/PFI推進室が一元的に回答

○ 実績

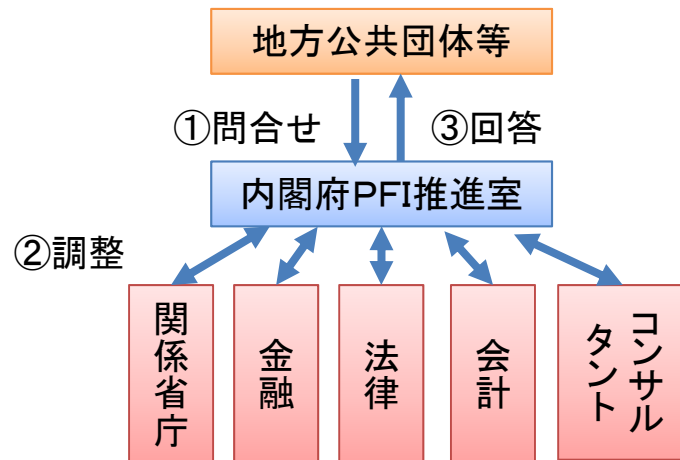
H26年度実績 250件

H27年度実績 474件

H28年度実績 881件

H29年度実績 660件

【調整のしくみ】



○ 主な質問

1. PPP/PFI全般

(自治体等) コンセプションについて教えてほしい。
(自治体) ○○(例: 学校空調整備)を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

(自治体) 地方自治法に基づく債務負担行為はいつまでに議決をとれば良いのか。 ※関係省庁: 総務省
(自治体) ○○(例: 温泉施設)はPFI法2条の公共施設等に該当するか。 ※関係省庁: 厚労省等

3. PPP/PFI支援措置

(自治体) PFI事業は補助金の対象になるのか。 ※関係省庁: 国交省、文科省等
(自治体) PPP/PFI専門家派遣支援の対象になるか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

(自治体) 優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
(自治体) 簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

(参考)PFI法改正法(平成30年法律第60号)

第15条の2・3に係る条文

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(抄)

(解釈及び適用の確認等)

第十五条の二 公共施設等の管理者等(第二条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。)又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律(法律に基づく命令(告示を含む。))を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無(次項及び第三項において「支援措置の内容等」と総称する。)について、その確認を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。
- 3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項及び第八十五条において同じ。)の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。
- 4 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。
- 6 第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 7 内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。

(報告の徴収等)

第十五条の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。